

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.6 (1966. 6) ,p.664(120)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660601-0120

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

◇慶應義塾経済学会会則

ずる。委員は委員会を組織し会務を執行する。監事は会計を監査する。

第一条 本会は慶應義塾経済学会 (The Keio Economic Society) と称する。

第八条 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

する。

第二条 本会は経済学の研究及びその奨励、並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第九条 会長は年一回総会を招集する。但し必要に応じ臨時総会を招集することもできる。

図ることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

第十条 会員は機関誌「三田学会雑誌」及び其の他本会刊行物の配布を受けることができる。

一 研究会の開催

第十一条 本会の経費は賛助金、補助金及び其の他の収入を以て之に充てる。

二 機関誌「三田学会雑誌」及びその他研究成果の刊行

第十二条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

三 講演会、資料展覧会の開催

第十三条 本会会則の変更は総会の決議による。

四 他の学会及び諸団体との連絡

第十四条 本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室内に置く。

五 その他本会の目的を達成するため適当と認める事業

経済学会委員 (昭和四一・四改選)

第五条 本会に左の役員を置く。

会長 伊東岱吉

一 会長 一名

委員長 遊部久蔵

二 顧問 若干名

委員 気賀健三 中鉢正美 宇尾野久 中村勝己

三 委員 若干名

富田重夫 矢内原勝 小尾恵一郎 速水 融

四 監事 二名

常盤絢子 大島通義 白井 厚 高橋潤二郎

第六条 会長は慶應義塾大学経済学部長とする。顧問は会長が依頼する。委員及び監事は総会に於て会員の互選によって定める。

飯田裕康 植草 益 大山道広 川又邦雄

第七条 会長は本会を代表し会務を総理する。顧問は会長の諮問に応ずる。

監事 高木寿一 千種義人